

日立神奈川争議、11・30祝賀会の取り扱いについて

00年9月12日日立争議の東京、茨城、愛知の一都二県の原告団が解決した後、独自に賃金・昇格差別是正や男女差別是正を求めてたたかってきた日立神奈川争議が、このほど、7月29日に会社側と和解が成立し全面解決をしました。

この争議をとりこんできた日立神奈川争議団、同支援共闘会議主催の「11・30祝賀会」の案内が、県内の団体・個人に送付されています。この案内を受けとった党員から、「参加すべきかどうか迷っている」との相談の電話も県委員会に入っています。

県委員会が、この問題を検討した結果、次のような理由から「党員の参加は適切でない」という結論になりました。この結論を各地区委員会から支部・グループに徹底するよう要請をします。

県委員会が、日立神奈川争議支援共闘会議と日立神奈川争議団の「11・30祝賀会」に「党員が参加することは適切でない」という理由は次の通りです。

1 これまでに判明しているだけでも下記のようなところで党攻撃の内容を含む、報告や発言がおこなわれています。

① 発言・報告の事実

○ 7月29日に開催された戸塚・女性フォーラムでの争議解決報告集会では、A氏（日立神奈川争議支援共闘会議役員）が報告しました。

○ 9月6日、7日に開かれた第18回神奈川労連大会でも、ある産別の代議員であるA氏が、日立神奈川争議支援共闘会議の立場から発言しました。

○ 10月20日戸塚年金組合大会で、原告団のB氏があいさつしました。

② これらの報告や発言でA氏とB氏は、要旨、次のように語っています。

解決した日立神奈川争議には4つの特徴（総括観点）があるとして、

○ 「一都二県と別の解決となったこと」

○ 「神奈川労連が支援共闘会議から離脱したこと」、それに関連して、『新日本婦人の会が、（日立争議団が）日本共産党の方針に従わないことを理由に支援共闘会議から離脱した」

○ 「某政党が日立神奈川争議に介入した（報告会）」あるときは「政党との関係がギクシャクした」（労連大会）

○ 「日立神奈川争議団から1人が脱退した」

の4点をのべ総括を深めていくとの発言をしています。

2 これらの発言や報告では、次のような重要な問題点があります。

① 「政党の介入」云々の問題は、争議に関係する党員が大衆運動の名のもとに党組織を攻撃している重大な問題です。

具体的な事例として、日立争議団と横浜北東地区委員会との間の印刷機問題や、S日立神奈川争議団員から小池潔委員長への手紙（いずれも02年2月県常任委員会文書）などに表れたように、党機関、党組織は、争議を支援するのは当たり前で「印刷機を貸さないなどというのはとんでもない」、また「争議団長に許可を得ないで団員の党員を会議で集めることはとんでもない」という態度に終始し大衆的な場で党攻撃をおこなってきました。本来党内で議論すべきことを、大衆組織と政党の関係に描き「政

党が争議に介入している」として党機関・党組織への攻撃をおこなっています。

争議をめぐって意見の違うことはあり得るのですが、その場合も党員は党機関の指導のもとに党内で議論し、党員が大衆運動の名で党攻撃をおこなうことは絶対にやるべきことでありません。

- ② また、新日本婦人の会神奈川県本部が日立神奈川争議支援共闘会議の離脱にあたっては、当時、神奈川県本部として文書でその理由を示していました。今回のA氏の発言は、全く事実を偽って日本共産党を攻撃したことであり許されない内容です。
- 3 以上のように、日立神奈川争議支援共闘会議と日立神奈川争議団は、日本共産党に事実の確認もせず公開の席で明確な日本共産党攻撃をくりかえしています。その反省も謝罪もない状況です。したがって、この両組織が主催する「11月30日の祝賀会」に日本共産党員が参加することは適切でないことは明白です。以上が結論です。